

令和3年度 第2回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催年月日 令和4年1月24日（月）
2 開催場所 西脇市役所 大会議室
3 開会及び閉会時刻 開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分
4 出席委員 池添正洋 委員
東田町子 委員
岡田康作 委員
大隅昭幸 委員
和田良勝 委員
福永昌 昌 委員
長井正彦 委員
斎藤周藏 委員
亀井礼子 委員
藤原珠美 委員
藤井清孝 委員
5 欠席委員 藤原栄子 委員
6 会議録署名委員 和田良勝 委員
藤井清孝 委員
7 説明のため出席した者の職氏名
西脇市長 片山象三
くらし安心部長 高田洋明
保険医療課長 長井恵美
保険医療課保険担当主査 芦田周美
健康課長 塩崎さゆり
税務課長 藤井隆弘
税務課賦課担当課長補佐 富原幹男
8 傍聴人 2名
9 会議に付した案件
(1) 国民健康保険事業費納付金について
(2) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について
(3) 国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について
(4) その他

令和3年度第2回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

発言者	記 事
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議成立の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・委員1名欠席のため、本日の出席委員は11名。過半数以上の出席により会議は成立
市長	<ul style="list-style-type: none"> ○市長あいさつ <ul style="list-style-type: none"> ・協議会への出席及び日頃の御尽力に対して感謝申し上げる。 ・本日は、来年度の国民健康保険税額等の改定について諮問させていただく。 ・国民健康保険制度の運営には、保険税の収入が大変貴重な財源であり、委員の皆さんには、国民健康保険税額及び課税限度額について、慎重な審議をお願い申し上げる。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ○会長あいさつ <ul style="list-style-type: none"> ・本日の出席に対してお礼申し上げる。 ・新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している。 ・忌憚のない意見を頂戴しながら、慎重にかつ円滑に進めていきたい。委員各位の協力をお願いする。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○傍聴者の報告
市長	<ul style="list-style-type: none"> ○諮問 <ul style="list-style-type: none"> ・諮問書（写）を各委員に配付 ・市長から会長へ「国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について」諮問 ・市長退席
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○配付資料の確認 <ul style="list-style-type: none"> (進行を事務局から会長へ交代)
会長	<ul style="list-style-type: none"> ○会議録署名人選出 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名人に和田良勝委員と藤井清孝委員を指名
会長	<ul style="list-style-type: none"> ○報告事項 国民健康保険事業費納付金について <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業費納付金について、事務局に説明を求める。

事務局	<p>○説明（パワーポイント使用、画面の写しを参考資料として配付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金は、保険給付費等の県全体で必要な費用から国交付金等を控除し各市町で按分したものであり、医療分、後期支援分、介護分の3種類がある。 ・医療分とは、保険給付費の財源となるもの。後期支援分とは、後期高齢者医療制度の医療給付費の財源の一部となるもの。介護分とは、介護保険の介護給付の財源の一部となるもので、2号被保険者の保険料として徴収するもの。 ・国保などの医療保険者が徴収する保険料は、医療分、後期支援分、介護分を合わせて徴収している。 ・令和4年1月6日付県提示の国保事業費納付金は、総額10億4,489万円で、対前年度比では8,161万円減少しているが、被保険者一人当たりでは、増加している納付金もある。 ・医療分の一人当たりの額は、算定方法の変更及び令和2年度県特別会計決算剰余金の繰り入れにより、対前年度比3,615円減の9万9,293円、後期支援分では、10月から施行される窓口負担割合の見直し及び決算剰余金の繰り入れにより、対前年度比1,170円減の3万948円、介護分では、介護給付費の増により、対前年度比554円増の3万7,969円となっている。 ・令和5年度以降も、医療分では、医療費や高齢者割合の増加等、後期支援分では、後期高齢者人口の増加や現役世代の減少等、介護分では、介護認定者や介護給付費の増加等によりいずれも増加する見通しである。 <p>(質問、意見なし)</p>
会長	<p>○報告事項 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児に係る被保険者均等割額の減額について、事務局に説明を求める。
事務局	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児に係る減額措置は、国の制度に基づくもので、市の条例で定め、来年度の保険税額から適用する。 ・この措置は、子育て世帯の税負担の軽減を図るために実施する。 ・減額の対象者は、小学校入学までの未就学児となり、対象人数は約140人 ・未就学児に対して算定する被保険者均等割額を5割減額する。今年度の税額では、医療給付費分が半額の1万3,800円、後期高齢者支援金等分が半額の5,550円となる。介護納付金分は、算定されていない

い。

・低所得世帯に属する未就学児の被保険者については、法定軽減後の額の半額となり、7割軽減の場合は8.5割を減額、5割軽減の場合は7.5割を減額、2割軽減の場合は6割を減額することになる。

・この軽減による減収は約180万円で、2分の1を国が、4分の1を県が、残りの4分の1を市が補てんする。

(質問、意見なし)

会長 ○審議事項 国民健康保険の税額及び課税限度額の改定について
・国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について、事務局の説明を求める。

事務局 ○説明
・令和4年度地方税の改正の中で、国民健康保険税に関する部分を説明する。令和3年12月24日「令和4年度税制改正の大綱」が閣議決定され、4月に施行される。大綱には国民健康保険税の課税限度額の改正が盛り込まれている。

・課税限度額の改定

改定により、医療分が63万円から65万円に2万円の増額、後期支援分が19万円から20万円に1万円の増額となる。合計額では、99万円が102万円となる。この改定により、現行税率において、医療分で45世帯、後期支援分で76世帯が引き上げによる影響を受ける見込みとなる。

・市町村標準保険料率と国民健康保険税額の改定（案）

国民健康保険税は、国保事業費納付金及び保健事業の財源となる。

令和4年度の国保事業費納付金の納付等に必要となる国民健康保険税額は8億659万円となり、この額を確保するために適正な税額設定が不可欠となる。市では、県から提示された「市町村標準保険料率」を参考に、平成30年度、令和元年度、令和2年度と同様に、所得割額は標準保険料率を維持し、均等割額及び平等割額は、提示額の100円未満を切り上げたものを改定案とした。

標準保険料率を採用した改定案では、一人当たり国民健康保険税調定額について、医療分が2,946円の減少、後期支援分が434円の減少、介護分が2,191円の増加となる。

・国保の財政調整基金は、事業運営を円滑に行うため、災害等により保険税収入が減少した場合の補てんや急激に上昇する保険税額を抑制するために活用する。

令和2年度は税額の上昇抑制のため、今年度は新型コロナウイルス

	<p>感染症の影響による収入減の補てんのために基金を活用した。</p> <p>今年度末の基金残高は、5億7,000万円、被保険者一人当たりで7万4,000円となる見込みである。</p> <p>令和4年度の保険税収入額については、新型コロナウイルス感染症の影響を見込まず前年所得並みとし、改定案で試算を行ったところ、1,500万円程度の基金活用となる見込みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、医療分、後期支援分、介護分ともに、標準保険料率を採用し、本日、改定案として諮問させていただいた。 <p>改定内容は、</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td><td>所得割額</td><td>6.74%、0.60%の引き下げ</td></tr> <tr> <td></td><td>均等割額</td><td>29,100円、1,500円の引き上げ</td></tr> <tr> <td></td><td>平等割額</td><td>19,000円、1,900円の引き下げ</td></tr> <tr> <td></td><td>課税限度額</td><td>65万円、2万円の引き上げ</td></tr> <tr> <td>後期支援分</td><td>所得割額</td><td>2.67%、0.07%の引き下げ</td></tr> <tr> <td></td><td>均等割額</td><td>11,200円、100円の引き上げ</td></tr> <tr> <td></td><td>平等割額</td><td>7,300円、400円の引き下げ</td></tr> <tr> <td></td><td>課税限度額</td><td>20万円、1万円の引き上げ</td></tr> <tr> <td>介護分</td><td>所得割額</td><td>2.64%、0.17%の引き上げ</td></tr> <tr> <td></td><td>均等割額</td><td>13,600円、700円の引き上げ</td></tr> <tr> <td></td><td>平等割額</td><td>6,800円、300円の引き上げ</td></tr> </table> <p>となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者一人当たり調定額について、北播磨他市と比べると、改定後の西脇市は、他市より低くなる見込みである。 	医療分	所得割額	6.74%、0.60%の引き下げ		均等割額	29,100円、1,500円の引き上げ		平等割額	19,000円、1,900円の引き下げ		課税限度額	65万円、2万円の引き上げ	後期支援分	所得割額	2.67%、0.07%の引き下げ		均等割額	11,200円、100円の引き上げ		平等割額	7,300円、400円の引き下げ		課税限度額	20万円、1万円の引き上げ	介護分	所得割額	2.64%、0.17%の引き上げ		均等割額	13,600円、700円の引き上げ		平等割額	6,800円、300円の引き上げ
医療分	所得割額	6.74%、0.60%の引き下げ																																
	均等割額	29,100円、1,500円の引き上げ																																
	平等割額	19,000円、1,900円の引き下げ																																
	課税限度額	65万円、2万円の引き上げ																																
後期支援分	所得割額	2.67%、0.07%の引き下げ																																
	均等割額	11,200円、100円の引き上げ																																
	平等割額	7,300円、400円の引き下げ																																
	課税限度額	20万円、1万円の引き上げ																																
介護分	所得割額	2.64%、0.17%の引き上げ																																
	均等割額	13,600円、700円の引き上げ																																
	平等割額	6,800円、300円の引き上げ																																
委員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料P5ページ「保険税額の推移」の一人当たり調定額について 医療給付費分6万1,408円、後期高齢者支援金分2万3,691円、介護納付金分3万500円、その合計額は11万5,599円になるが、表の一番下の計一人当たり調定額が9万4,225円となっている。この差はどういうことか。 																																	
事務局	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療給付費分と後期高齢者支援金分は、その下の表の一般被保険者数7,379人で除して算出、介護納付金分は、介護被保険者数2,208人で除して算出している。計については、一般被保険者数7,379人で除しているため、差がでている。 																																	
委員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料率が県統一されると、低く設定できている保険税額が引き上がることとなる。西脇市は損するのではないか。 																																	
事務局	<p>○回答</p>																																	

	<ul style="list-style-type: none"> ・方向性としては、県内統一保険料、県内どこに住んでいても、同じ条件の場合、同じ保険税額となるよう進めている。今は過渡期であり、県が示す「市町村標準保険料率」を参考に、各市町が税額を決めている。県内統一保険料となれば、おそらく税額は上がると思われる。医療保険制度は、制度に加入する人たちで助け合うものである。今は西脇市という単位で保険税額を設定しているが、兵庫県という単位で設定するだけである。その際には、保険税額が上がるかもしれないが、損得を言っていると、保険料統一の議論は前に進まない。
委 員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損になるので、今のうちに基金を多く取り崩して保険税額を下げるとかできるのではないか。何年か前に、基金を 2,000万円ずつ取り崩してという話も出た。そこも崩れている。逆に保有額が増えている。保有している基金を、保険料が県統一となると、使えなくなるのではないか。
事務局	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、西脇市が保有している基金は、保険料統一後も保有することは可能であり、県についても、基金を保有し、特別会計の決算剰余金を基金に積み、保険料額の上昇抑制に活用することとなる。 ・令和 2 年度の税額改定の際に、基金の取り崩し上限額を年 2,000万円にすることについて説明をした。その時、基金活用の前提条件として、保険税額が大幅に上昇する時の抑制に活用すると説明したと認識している。 <p>今回の改定は、一人当たりの調定額で減少しているため、基金活用による税額の引き下げは行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業の充実のために、基金を活用していきたいとも考えている。 <p>(その他、質問、意見なし)</p>
会 長	<p>○答申について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮詢のとおり答申すると決定してよいか → 承認 ・答申の内容については、会長一任でよいか。 → 承認 ・1月 25 日に市長に答申する。 ・後日、答申書（写）を委員各位に送付する。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険特別会計歳入歳出状況について、事務局からの説明を求める。
事務局	<p>○説明</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月14日時点での作成しているので、変更になる可能がある。 <p>・歳入 保険税収入は、対前年度比 1,017万9千円の減で、予算額6億6,790万3千円。保険税額の引き下げ、被保険者数の減によるもの。県支出金は、対前年度比 2,994万7千円の減で、予算額33億4,112万円。基金繰入金は、対前年度比 5,253万1千円の減で、予算額 1,330万2千円。新型コロナウイルス感染症の影響による所得減を見込んでいないため。</p> <p>・歳出 総務費は、対前年度比 362万1千円の減で、予算額 8,778万6千円。人件費及び保険証の印刷代、郵便代の減少によるもの。保険給付費は、対前年度比 3,558万円の減で、32億 3,161万7千円。被保険者数の減少によるもので、一人当たりの保険給付費は増加している。事業費納付金は、対前年度比 8,075万9千円の減で、10億 4,574万1千円。保健事業費は、対前年度比66万3千円の増で、 4,545万円。</p>
委 員	(質問、意見なし)
事務局	<p>○質問 ・県内どこに住んでいても同じ所得であれば同じ保険料になるというのは、一見、平等のようで平等でないようにも思う。神戸の駅前に住んでいる人と、山の麓の田舎に住んでいる人が同じ所得で同じ保険料でいいのか。出ていくお金も違うはず。本当に平等といえるのだろうか。</p> <p>○回答 ・委員がおっしゃることはわかる。兵庫県は、医療体制についても都市部と県北部では差がある。そのようなことを考えると平等といえるか疑問は残るが、そのようなことを考えていると県単位化による保険制度の運営ができなくなる。</p>
委 員	<p>○質問 ・他市との比較のグラフは公表できるものなのか。市民の方への広報として使えるのか。</p> <p>○回答 ・令和3年度までは、各市の了承をもらっている。三木市の令和4年度も公表されたものである。西脇市の議会が終了したら、公表できるものになる。</p>
事務局	
委 員	<p>○意見 ・一般市民にとって、わかりやすい資料なので、お示ししたらいいの</p>

	ではないか。
事務局	○閉会